

永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町条例第37号

永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

(永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年永平寺町条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第4条中「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

(永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年永平寺町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、「の数」を削り、「法第19条第1項第1号」を「同号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「の数」を削り、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「場合を含む。」の次に「第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。」を加える。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、「保育必要量」の次に「(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)」を加える。

第13条第4項第3号ア1中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア2中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ1中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ2中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「時間、」を「時間並びに特定教育・保育の」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「数」を「総数」に改め、同条第3項中「本章」を「前節」に、「法第19条第1項第1号」を「同号」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に、「教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「」を「教育・保育給付認定子ども」と、「」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「の数」を削り、「法第19条第1項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「数」を「総数」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、「の数」を削り、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号」を「同号」に改め、「の総数」を削り、「法第19条第1項第1号」を「同条第1号」に改め、「」と、「」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、「」を加える。

第37条第1項中「節」を「章」に、「第28条」を「第27条」に、「同省令第31条」を「同令第27条」に、「第42条第3項第1号」を「同号」に、「同省令第33条」を「同条」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「節」を「章」に、「法第19条第1項第3号」を「同号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改め、同条中「の定員」を削る。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「数」を「総数」に改め、同条第3項中「この章」を「前節」に、「法第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「節」を「章」に、「法第19条第1項第1号」を「同号」に改め、「又は」の次に「同条」を加え、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「子どもを含む。）」と、「」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「」を加え、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「前4項」を「前各項」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「数」を「総数」に改め、同条第3項中「本章」を「前節」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「保

護者に限る。)」と、」の次に「「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の町が定める額」と、」を加える。

附則第3条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第3条 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年永平寺町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同上第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加える。

(永平寺町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 永平寺町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例(平成26年永平寺町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用する。

(1) 永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例第1条、第2条及び第4条の規定 令和5年4月1日

(2) 永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例第3条の規定 令和5年9月16日